

審查公報揭載文原稿用紙

受付年月日 年 月 日



深山卓也

立大泉南小学校、大泉高等学校を経て、東京

平成十九年（二〇〇七年）二月二日 大法廷審判決
平成十九年（二〇〇七年）二月二日 大法廷審判決
小選区選出議員の選舉区割りは、憲法の投票権価値の平等の要
求に反する状態にあったことはいえず、公選法の規定が憲法
に違反するものなどいことはできない（多数意見）。

がそのまま歩合給の減額につながり、歩合給の額が〇円となることもあるなどの支拂われた点は事情の下では、労働基準法三七条の割増金が支払われたとはいえない（全員一致、裁判長）。

いたということはできない（多數意見）。

して特別の便益を提供し、これを援助していると評価されてもやむを得ないので、憲法二〇条三項に違反する（多數意見）。

秀樹大臣が石緑含有建材について労働安全衛生法に基づく規制権限を適切に行使しないなどの判断で示す事情の下では、国は、屋内の建設作業に従事し、石緑粉じんにばく露して石緑関

石總含有建材の製造販売メーカーが石總粉じんの危険性等を負う。

した大工らに対し、民法七一九条一項後段の類推適用により損害賠償責任を負う（全員一致、裁判長）。

夫婦が夫又は妻の氏のいずれかを称すると規定する民法第七〇条及びこれを受けて婚姻後に夫婦が称する氏を婚姻届の必要記載事項としている戸籍法第七四条一号は、憲法二四条に違反

裁判官としての心構え

「最終かつ法理的である最高裁判所に係属する事件は、憲法や強制執行の対立するものばかりですが、当事者の主張を傾聴するとともに、社会の状況や国民の意識の変化を踏まえて、公正かつ妥当な解決を導くためにどのような解釈によるべきかを追求する姿勢で事件に取り組んでいます。

裁判官 深山 卓也

備 考

- 1 掲載文は、原稿用紙の黒枠内に記載し、又は記録しなければならない。
 - 2 掲載文は、原寸大で印刷し、原稿用紙の黒枠の線はそのまま掲載するものとする。